実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
氷川町	和鹿島地区 (柳の江、島地、鹿島、南鹿野、北鹿 野、東網道、中網道、西網道、沖塘)	令和3年10月4日	令和6年3月7日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	544ha	
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	407ha	
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	50ha	
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6ha	
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	18ha	
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 62h		
(備考)		

- 注1:③の「 才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2. 対象地区の課題

- ・農業者の高齢化や担い手不足。
- 農繁期の労働力不足。
- 気候変動等の外的要因による農業収入の不安定化。
- 集落営農法人への理解不足、未加入。
- ・小規模経営農業者への支援(機械購入補助等)不足。
- ・基盤整備が整っていない農地の点在化。
- ・条件不利農地の耕作放棄地化
- 有害鳥獣による農作物被害の増加。
- 注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

柳の江地区の農地利用は、中心経営体である農業法人1法人(内集落営農1法人)が担うほか、中心経営体以外の地区内の担い手が担うことで対応する。

島地地区の農地利用は、中心経営体である農業法人2法人(内集落営農1法人)、認定農業者10経営体、認定新規就農者1経営体が担うほか、中心経営体以外の地区内の担い手が担うことで対応する。

鹿島地区の農地利用は、中心経営体である農業法人3法人(内集落営農1法人)、認定農業者等19経営体、認定新規就農者2経営体が担うほか、中心経営体以外の地区内の担い手が担うことで対応する。

南鹿野地区の農地利用は、中心経営体である農業法人2法人(内集落営農1法人)、認定農業者等20経営体、認定新規就農者1経営体が担うほか、中心経営体以外の地区内の担い手が担うことで対応する。

北鹿野地区の農地利用は、中心経営体である農業法人2法人(内集落営農1法人)、認定農業者等 17経営体が担うほか、中心経営体以外の地区内の担い手が担うことで対応する。

東網道地区の農地利用は、中心経営体である農業法人3法人(内集落営農1法人)、認定農業者14経営体、認定新規就農者6経営体が担うほか、中心経営体以外の地区内の担い手が担うことで対応する。

中網道地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者7経営体が担うほか、中心経営体以外の地区内の担い手が担うことで対応する。

西網道地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者20経営体、認定新規就農者1経営体が担うほか、中心経営体以外の地区内の担い手が担うことで対応する。

沖塘地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者8経営体、認定新規就農者2経営体が担うほか、中心経営体以外の地区内の担い手が担うことで対応する。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成 することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象者となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4. 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ○農地の貸付け等の意向及び農地中間管理機構の活用
- ・貸付や売買の意向が確認された農地は、74筆、187,256㎡となっていることから、離農や規模縮小等の農業者の情報を地区、行政機関等で共有し、農地バンクを活用した中心経営体や地区内の担い手への集積に取り組む。
- ・農地バンクを活用した農地については、農作業の効率化や経費削減等を実現するための圃場の集約化に取り組む。

○基盤整備

- ・農作業の効率化や生産性向上のための大区画化の基盤整備に取り組む。
- ・用排水対策が必要な箇所については用排水整備に取り組む。

〇集落営農組織強化

集落営農法人への新規加入促進に取り組む。

○担い手育成

- ・認定新規就農者等の育成・支援に取り組む。
- ・離農者から地区内の中心経営体や担い手への経営継承につながるよう取り組む。

〇後継者対策

- 農業後継者の婚活事業の推進に取り組む。
- 農業の魅力発信に取り組む。

〇鳥獣被害防止対策

鳥獣被害防止対策として、耕作放棄地の管理や農作物の廃棄方法等について地域で取り組む。

〇スマート農業の活用

農作業の効率化を図るためスマート農業の導入に取り組む。